

製品安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

| | |
|-------|---|
| 製品名 | : NICOZOL MULTI GEAR OIL EP 80W-90 (ニコゾールマルチギヤオイル EP 80W-90) |
| 会社名 | : 全国石油工業協同組合 |
| 住 所 | : 東京都港区新橋 5-23-7 ニュー三栄ビル |
| 電話番号 | : 03-3437-3091 |
| FAX番号 | : 03-3437-3096 |
| 緊急連絡先 | : 03-3437-3091 |
| 担当部門 | : 事業部 |
| 受付時間 | : 月曜日-金曜日 9:00-17:00 |
| 製品コード | : 10EPM89 |

2. 危険有害性の要約

| | |
|----------|---|
| GHS分類 | 分類基準に該当しない |
| GHSラベル要素 | |
| シンボル: | なし |
| 注意喚起語: | 注意喚起語なし |
| 危険有害性情報: | GHS分類基準に該当しない |
| 安全対策: | 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 眼に入れないこと。飲み込まないこと。 取扱い後は良く手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 |
| 応急処置: | 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 眼に入った場合: 多量の水で洗顔を、直ちに医師に連絡すること。 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。 火災の場合は適切な消防方法をとること。 漏出物は回収すること。 |
| 保管: | 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。 一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。 |
| 廃棄: | 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。 不明な場合は購入先にご相談の上処理すること |

3. 組成, 成分情報

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 単一製品, 混合物の区別 | : 混合物 |
| 化学名又は一般名 | : 石油系炭化水素及び添加剤 |
| 成分及び含有量 | : 潤滑油基油 90~100質量% 添加剤 0~10質量% |
| 化学特性 (化学式) | : 特定できない。 |

| | |
|-----------|------------------|
| 官報公示整理番号 | : 企業秘密なので記載できない。 |
| CAS No. | : 企業秘密なので記載できない。 |
| 危険有害成分 | |
| 化学物質管理促進法 | : 非該当 |
| 労働安全衛生法 | : 鉱油 90～100質量% |
| 毒物劇物取締法 | : 非該当 |

4. 応急措置

| | |
|--------------------------|---|
| 吸入した場合 | : 新鮮な空気の場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。身体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、大量の水と石鹼で付着した部分を洗う。 汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 目に入った場合 | : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。（文献1） |
| 飲み込んだ場合 | : 無理に吐かせないで、速やかに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分に洗う。（文献2） |
| 最も重要な徴候及び 症状に関する簡潔な情報 | : 飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。 嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし致命的となることがある。 目に入ると炎症を起こす可能性がある。 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。 |
| 応急措置をする者の保護 | : 現在のところ有用な情報なし。 |
| 医師に対する特別注意事項 | : 現在のところ有用な情報なし。 |

5. 火災時の措置

| | |
|----------------------------|--|
| 消火剤 | : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。 |
| 使ってはならない消火剤 火災時の特定危険有害性 | : 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。 |
| 特定の消火方法 | : 火元への燃焼源を断つ。 周囲の設備等に散水して冷却する。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。 |
| 消火を行う者の保護 | : 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用し、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|------------|--|
| 人体に対する注意事項 | : 作業の際には消火用保護具を着用する。 |
| 環境に対する注意事項 | : 河川、下水道等に排出されないように注意する。 海上の場合、薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。 |
| 除去方法 | : 周辺の着火源を取り除く。 少量の場合は、土砂、ウエス等で吸収させ回収し、その後完全に拭き取る。 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来 |

るだけ空容器に回収する。

海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策

: 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

周辺の着火源を取り除く。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

: 指定数量以上を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。

静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。

危険物が残存している機械設備などを修理又は加工する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行う。

容器から取り出すときは、ポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。

皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を使用する。

ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。

容器は必ず密閉する。

注意事項

: 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため、換気及び火気等への注意が必要である。

換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

安全取扱い注意事項

: 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。

ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管

適切な保管条件

: 直射日光を避け、換気の良い場所で保管する。

容器を密閉し、保管場所に施錠すること。

危険物の表示をして保管する。

熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

適切な技術的対策

: 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。

注意事項

ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管は避ける。

安全な容器包装材料

: 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

容器は溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

: ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。

取扱い場所の近くに眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設置する。

管理濃度

: 設定されていない。(作業環境評価基準: 労働省告示第26号, 平成7年3月27日)

許容濃度

: 鉱油ミスト

日本産業衛生学会 (2004年度版) 3 mg/m^3 (文献3)

ACGIH (2004年度版)

時間荷重平均 (TWA) 値 5 mg/m^3 (文献4)

保護具

呼吸器用の保護具

: 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク (有機ガス用) を着用する。

手の保護具

: 長期間または繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

目の保護具

: 飛沫が飛ぶ場合には、普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

: 長時間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

適切な衛生対策

：濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 : 液体
色 : 褐色
臭い : 僅かな臭気

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

沸点範囲 : データなし
凝固点 : データなし
分解温度 : データなし

引火点 : 200℃以上 (COC)

発火点 : データなし

爆発特性

爆発限界 下限 : 1 容量% (推定値) 上限 : 7 容量% (推定値)

蒸気密度 : データなし

密度 : 0.900 g/cm³ (15℃)

溶解性

水に対する溶解性 : 不溶

オクタノール/水分配係数 : データなし

その他のデータ

揮発性 : なし
初留点 : 250℃以上
流動点 : -30.0℃以下

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の条件では安定

危険有害反応可能性 : 強酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件 : 混色危険物質との接触。

混色危険物質 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

危険有害な分解生成物 : 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

その他 : 現在のところ有用な情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ラット LD₅₀ 5000 mg/kg以上 (文献5)
経皮 ラット LD₅₀ 5000 mg/kg以上 (文献5)
吸入(ミスト) ラット LD₅₀ 2.18 mg/L (文献5)

皮膚腐食性・刺激性 : ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告がある。(文献5)

眼に対する重篤な損傷・刺激性 : ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告がある。(文献5)

呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器感作 : 有用な情報なし。
皮膚感作性 : モルモットを用いたOECD Guideline 406に準拠した複数の試験 (maximization testを含む) において、いずれも感作性なしとの結果が得られている。(文献5)

生殖細胞変異原性 : ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験] (体細胞 in vivo 変異原性試験) における異常細胞が増加した。(文献5)
職業ばく露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された。(文献6)
生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験について有用な情報なし。

発がん性 基油 OSHAによる評価 : 使用している基油は、高度精製基油であり、IARCではグループ3に分類 (ヒトに対して発がん性について分類できない) (文献7)

| | |
|--------------------|---|
| E Uによる評価 | : 発がん性物質としての分類は適用される必要はない。(文献8) |
| 添加剤 | : 現在のところ有用な情報なし。 |
| 生殖毒性 | : 現在のところ有用な情報なし。 |
| 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) | : ラットに吸入暴露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化(詳細不明)が用量依存的(1.51~5.05 mg/L)に見られたとの記述がある。(文献5) |
| 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) | : 長年にわたり鉱油、あるいはそのミストのばく露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告されている。 (文献9、10、11) |
| 吸引性呼吸器有害性 | : GHSの危険有害性区分の判定基準である40℃で測定した場合の動粘性率が20.5 mm ² /sまたはそれ以下の炭化水素に該当しない。 |

1.2. 環境影響情報

| | |
|---------|-------------------|
| 移動性 | : 現在のところ有用なデータなし。 |
| 残留性/分解性 | : 現在のところ有用なデータなし。 |
| 生体蓄積性 | : 現在のところ有用なデータなし。 |
| 生態毒性 | : 現在のところ有用なデータなし。 |
| 魚毒性 | : 現在のところ有用なデータなし。 |
| その他 | : 現在のところ有用なデータなし。 |

1.3. 廃棄上の注意

| | |
|---------|--|
| 残余廃棄物 | : 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合にはそこに委託して処理する。残余廃棄物は産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制されているので、そのまま埋め立てたり、投棄してはならない。 |
| 汚染容器・包装 | : 内容物を完全に除去した後に残余廃棄物と同様に産業廃棄物として処理する。 |
| 焼却する場合 | : 安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。その燃え殻については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準値以下であることを確認しなければならない。 |

1.4. 輸送上の注意

国内規制

下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

| | |
|----------------|---|
| 陸上 | 消防法 危険物 第4類第4石油類、液体、危険等級Ⅲ 容器: 「危険物の規制に関する規則別表第3の2」に該当する容器を使用する。 容器は危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。 容器表示 一 危険物の品名 第4石油類、危険等級Ⅲ、潤滑油 二 (数量) 三 火気厳禁 労働安全衛生法 通知対象物 |
| 海上 | : 船舶安全法 非危険物 個別運送及びバラ積み運送に於いて。 |
| 航空 | : 航空法 非危険物 |
| 国連分類 | : 国連の分類基準に該当せず。 |
| 国連番号 | : 該当なし。 |
| 追加の規制 | : 現在のところ有用なデータなし。 |
| 輸送の特定の安全対策及び条件 | : 引火性液体なので「火気注意」 容器が著しく摩擦又は動揺を起さないように運搬する。 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車輛に標識を備える。又、この場合、当該危険物に |

15. 適用法令

| | |
|------------------|---|
| 消防法 | : 危険物 第4類第4石油類 (非水溶性) |
| 労働安全衛生法 | : 通知対象物 |
| 海洋汚染防止法 | : 油分排出規制 (原則禁止) |
| 化学物質管理促進法 | : 該当しない。 |
| 下水道法 | : 鉱油類排出規制 (5mg/L) |
| 水質汚濁防止法 | : 油分排出規制 (5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される。 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | : 産業廃棄物規則 (拡散、流出の禁止) |

16. その他の情報

引用文献

1. ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute. (米国国家規格協会)
2. 新・絵で見る中毒110番 (保健同人社)
3. 許容濃度の勧告 (2004年度) 日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
4. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2004)
5. International Uniform Chemical Information Database(IUCLID) (2000)
6. IARC suppl.7 (1987)
7. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS :VOLUME 33
8. EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書I「危険な物質リスト」
9. ACGIH (2001)
10. IARC 33 (1984)
11. EHC 20 (1982)
12. 製品安全データシート の作成指針 (改訂版) 日本化学工業協会

製品安全データシートは危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されることをお願いします。

従って、本データシートそのものは安全の保障書ではありません。